

○国土交通省令第八十二号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第九号の二、第二十五条の二第一項及び第二項第八号、第二十五条の三第八項並びに第四十条の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十月一日

国土交通大臣 金子 一義

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「第五節 乗継円滑化事業（第二十三条―第三十条）」を

第五節 乗継円滑化事業（第二十三条―第三十条）

に改める。

第五節の二 鉄道事業再構築事業（第三十条の二―第三十条の五）」

第一章中第九条の次に次の一条を加える。

（法第二条第九号の二の二の国土交通省令で定める事業構造の変更）

第九条の二 法第二条第九号の二の二の国土交通省令で定める事業構造の変更は、重要な資産の譲渡及び譲受とする。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 鉄道事業再構築事業

（法第二十五条の二第一項の国土交通省令で定める者）

第三十条の二 法第二十五条の二第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を經營する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者

二 前号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の地域公共交通総合連携計画を作成した市町村が

必要と認める者

（鉄道事業再構築実施計画の記載事項）

第三十条の三 法第二十五条の二第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域公共交通総合連携計画に鉄道事業再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

（鉄道事業再構築実施計画の認定の申請）

第三十条の四 法第二十五条の三第一項の規定により鉄道事業再構築実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第二十五条の二第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲

げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（前項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請）

第三十条の五 法第二十五条の三第五項の規定により認定鉄道事業再構築実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該認定鉄道事業再構築実施計画に係る鉄道事業再構築事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第二の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、第一項各号

に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（第一項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第三十八条第三項中「鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第三項及び第四項並びに」を削り、「第十六条第三項」の下に「及び第三十条の四第三項」を加える。

第三十九条第四項中「鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項並びに」を削り、「第十六条第三項」の下に「及び第三十条の四第三項」を加える。

第四十五条第一項第五号中「第七条第一項、第二十六条第一項」を「同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）」、同法第二十六条第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「同法第二十八条の二第一項」に、「第十五条」を「同法第十五条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「、第二十六条第一項」を「の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）」、同法第二十六条第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「同法第二十六条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「認可」の下に「（鉄道事業法

施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に係るものであつて」を「に係るもの（「に」、「を除く」を「を除く。」に限る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「及び第二十七条第二項から第四項まで」を「並びに第二十七条第二項、第三項及び第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第二十五条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（鉄道事業法第七条第三項の規定による届出に係るもの及び同法第十六条第三項の規定による届出に係るものであつて鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第三十条の四及び第三十条の五関係）

規 定		事 項	書 類
法第二十五条	鉄道事業法第三条第一項の	鉄道事業法第四条第一項各	鉄道事業法施行規則第二条
条の四第一	許可に係る部分	号に掲げる事項	第二項各号に掲げる書類及

鉄道事業法第七條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七條第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第七條第二項に規定する書類及び図面
鉄道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項	
鉄道事業法第十五條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十條第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十條第三項各号に掲げる書類
鉄道事業法第十六條第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二條第二項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十二條第三項に規定する書類
鉄道事業法第十六條第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十三條各号に掲げる事項	

鉄道事業法第二十五条第一 項の許可に係る部分	鉄道事業法第二十六条第一 項の認可に係る部分	鉄道事業法第二十六条第二 項の認可に係る部分
鉄道事業法施行規則第三十 八条第二項各号に掲げる事 項	鉄道事業法施行規則第三十 九条第一項各号に掲げる事 項	鉄道事業法施行規則第四十 条第一項各号に掲げる事項
鉄道事業法施行規則第三十 八条第三項各号に掲げる書 類	鉄道事業法施行規則第三十 九条第二項各号に掲げる書 類	鉄道事業法施行規則第四十 条第二項各号に掲げる書類

附 則

この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十
年十月一日）から施行する。